



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年6月1日月曜日 第109号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	(人事課).....	1
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	(会計課).....	2

告 示

保安林の皆伐面積の限度の公表.....	(森林整備課).....	5
---------------------	--------------	---

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....	(人事課).....	6
愛媛県工事執行事務取扱規程.....	(行革分権課行政管理室).....	18

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課).....	20
------------------------------	-------------------	----

規 則

○愛媛県規則第40号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第12号から第14号までの事務は、行政管理室が所掌する。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 工事等の入札（随意契約を含む。以下同じ。）及び契約の制度並びに請負者等の選定に関する事。</p> <p>(14) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(土木部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 土木管理課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第4号から第9号までの事務は、技術企画室が所掌する。</p> <p>(1) 土木部所管の _____ 契約に関する事（他の主管に属するものを除く。）。)</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>(出納局各課の所掌事務)</p> <p>第15条 会計課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p>	<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第12号から第14号までの事務は、行政管理室が所掌する。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 工事等の入札 _____ 及び契約の制度 _____ に関する事。</p> <p>(14) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(土木部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 土木管理課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第4号から第9号までの事務は、技術企画室が所掌する。</p> <p>(1) 土木部所管の <u>入札及び契約</u> に関する事（他の主管に属するものを除く。）。)</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>(出納局各課の所掌事務)</p> <p>第15条 会計課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p>

(1)～(10) 省略

(11) 工事等の入札の執行に関すること。

2 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 総務企画部及び支局（総務県民室及び税務室に限る。）の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) 省略

(13) 工事の請負者等の選定に関すること。

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

2～4 省略

第23条の2 省略

(出納室の所掌事務)

第23条の3 出納室の所掌事務は、会計事務及び工事等の入札の執行に関することとする。

第23条の4 省略

第23条の5 省略

別表第1（第5条関係）

課	係
省略	
会計課	会計指導係_____、給与係、システム管理係、用品調達係
審査課	_____国費係、旅費審査係

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部及び支局	課	係
東予地方局	省略	
		出納室 審査係_____
中予地方局	省略	
	建設部	管理課 第一係、第二係、貿易港管理係、契約・建設業係
		省略
南予地方局	省略	
		出納室 審査係_____

別表第4（第23条の4関係） 省略

別表第5（第23条の4関係） 省略

別表第6（第23条の4関係） 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第41号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

(1)～(10) 省略

2 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 総務企画部及び支局（総務県民室及び税務室に限る。）の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2～4 省略

第23条の2 省略

第23条の3 省略

第23条の4 省略

別表第1（第5条関係）

課	係
省略	
会計課	会計指導係、 <u>出納決算係</u> 、給与係、システム管理係、用品調達係
審査課	<u>県費審査係</u> 、国費係、旅費審査係

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部及び支局	課	係
東予地方局	省略	
		出納室 審査係、 <u>出納係</u>
中予地方局	省略	
	建設部	管理課 第一係、第二係、貿易港管理係、 <u>契約係</u> 、建設業係
		省略
南予地方局	省略	
		出納室 審査第一係、審査第二係、 <u>出納係</u>

別表第4（第23条の3関係） 省略

別表第5（第23条の3関係） 省略

別表第6（第23条の3関係） 省略

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出納員その他の会計職員異動届の提出）</p> <p>第6条 本庁各課又は地方機関の長は、所属の会計事務を取り扱う出納員その他の会計職員に異動があつたときは、その都度出納員その他の会計職員異動届（様式第1号）を、本庁各課、<u>中予地方局及びその所管区域内にある地方機関、東京事務所及び大阪事務所（以下「県外事務所」という。）並びに東予地方局及び南予地方局（徴税吏員たる出納員その他の会計職員に係るものに限る。）にあつては会計管理者に、東予地方局及び南予地方局（徴税吏員たる出納員その他の会計職員に係るものを除く。）並びにこれらの所管区域内にある地方機関にあつては室長及び会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、<u>本庁各課並びに中予地方局及びその所管区域内にある地方機関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（第11号に掲げる会計事務を除く。）とする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア 本庁各課（警察本部を除く。）の事務に係る物品の出納、<u>保管及び記録管理</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>中予地方局及びその所管区域内にある地方機関の事務に係る現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）の収納、保管及び繰替並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金（これに代えて提供される有価証券を含む。）の払出し（開札後直ちに還付するものに限る。）並びに物品の出納、保管及び記録管理</u></p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>(10) 室長及び県外事務所の出納員に委任させる事務は、室長にあつては当該室長の属する地方局及びその所管区域内にある地方機関に係る会計事務（次号に掲げるものを除く。）、<u>県外事務所の出納員にあつては当該出納員の属する県外事務所の会計事務のうち、次に掲げるものとする。ただし、旅費の支出の集中処理業務に係るものについては、この限りでない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>現金</u> の出納（隔地払、口座振替及び公金振替によるものを除く。）及び保管</p> <p style="margin-left: 2em;">イ～カ 省略</p> <p>(11)～(16) 省略</p> <p>2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>出納局の会計課長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務所の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、次に掲げるものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>中予地方局又はその所管区域内にある地方機関に所属する現金取扱員にあつては、当該現金取扱員の所属する中予地方局又はその所管区域内にある地方機関の事務に係る現金の収納、保管及び繰替並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金（これに代えて提供される有価証券を</u></p>	<p>（出納員その他の会計職員異動届の提出）</p> <p>第6条 本庁各課又は地方機関の長は、所属の会計事務を取り扱う出納員その他の会計職員に異動があつたときは、その都度出納員その他の会計職員異動届（様式第1号）を、本庁各課並びに _____ 東京事務所及び大阪事務所（以下「県外事務所」という。）及び地方局 _____（徴税吏員たる出納員その他の会計職員に係るものに限る。）にあつては会計管理者に、<u>地方局 _____</u>（徴税吏員たる出納員その他の会計職員に係るものを除く。）及びその _____ 所管区域内にある地方機関にあつては室長及び会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課 _____ に属する会計事務のうち、<u>本庁各課（警察本部を除く。）の事務に係る物品の出納、保管及び記録管理に關すること。</u></p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>(10) 室長及び県外事務所の出納員に委任させる事務は、室長にあつては当該室長の属する地方局及びその所管区域内にある地方機関に係る会計事務（次号に掲げるものを除く。）、<u>県外事務所の出納員にあつては当該出納員の属する県外事務所の会計事務のうち、次に掲げるものとする。ただし、旅費の支出の集中処理業務に係るものについては、この限りでない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）</u> の出納（隔地払、口座振替及び公金振替によるものを除く。）及び保管</p> <p style="margin-left: 2em;">イ～カ 省略</p> <p>(11)～(16) 省略</p> <p>2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p>

む。)の払出し(開札後直ちに還付するものに限る。)

イ 中予地方局の所管区域内にある予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては、当該現金取扱員の所属する機関において行う公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金の収納及び保管

- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(7) 出納局の会計課長から本庁各課(警察本部を除く。)並びに中予地方局及びその所管区域内にある地方機関の物品取扱員に委任させる事務は、当該物品取扱員の所属する本庁各課(警察本部を除く。)又は中予地方局若しくはその所管区域内にある地方機関の事務に係る物品の出納、保管及び記録管理に関すること。

- (8) 省略
(決算資料の提出)

第113条 省略

2 地方機関(中予地方局及びその所管区域内にある地方機関並びに県外事務所を除く。)の長は、毎会計年度、不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月25日までに2部を室長に提出しなければならない。

3 省略

4 中予地方局及びその所管区域内にある地方機関の長並びに県外事務所の出納員は、毎会計年度、不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

5 前各項 _____ の規定は、地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方人特別税に係るものについては、適用しない。
(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 本庁各課又は地方機関の長は、第31条第2項の規定により繰り越した金額について繰越未収入金計算書(様式第87号)を、翌年度4月25日までに、本庁各課、中予地方局及びその所管区域内にある地方機関並びに県外事務所の長にあつては1部を会計管理者に、その他の地方機関の長にあつては2部を室長に提出しなければならない。

2・3 省略

(歳入歳出外現金保管状況調書の提出)

第185条 本庁各課又は地方機関の長は、歳入歳出外現金の毎年度末日における保管の状況について歳入歳出外現金保管状況調書(様式第88号)を、翌年度4月25日までに、本庁各課、中予地方局及びその所管区域内にある地方機関並びに県外事務所の長にあつては1部を会計管理者に、その他の地方機関の長にあつては2部を室長に提出しなければならない。

2 省略

(現金又は物品の事故報告)

第233条 本庁各課又は地方機関の長は、保管する現金又は保管若しくは使用中の物品の亡失又は損傷の事実があつたときは、直ちに次に掲げる事項を知事及び会計管理者に報告しなければならない。この場合において、地方機関の長が知事に報告するときは本庁主管課長を、東予地方局及び南予地方局並びにこれらの所管区

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

(6) 出納局の会計課長から本庁各課(警察本部を除く。) _____ の物品取扱員に委任させる事務は、当該物品取扱員の所属する本庁各課(警察本部を除く。) _____ の事務に係る物品の出納、保管及び記録管理に関すること。

- (7) 省略
(決算資料の提出)

第113条 省略

2 地方機関(_____ 県外事務所を除く。)の長は、毎会計年度、不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月25日までに2部を室長に提出しなければならない。

3 省略

4 _____ 県外事務所の出納員は、毎会計年度、不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方人特別税に係るものについては、適用しない。
(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 本庁各課又は地方機関の長は、第31条第2項の規定により繰り越した金額について繰越未収入金計算書(様式第87号)を、翌年度4月25日までに、本庁各課及び _____ 県外事務所の長にあつては1部を会計管理者に、その他の地方機関の長にあつては2部を室長に提出しなければならない。

2・3 省略

(歳入歳出外現金保管状況調書の提出)

第185条 本庁各課又は地方機関の長は、歳入歳出外現金の毎年度末日における保管の状況について歳入歳出外現金保管状況調書(様式第88号)を、翌年度4月25日までに、本庁各課及び _____ 県外事務所の長にあつては1部を会計管理者に、その他の地方機関の長にあつては2部を室長に提出しなければならない。

2 省略

(現金又は物品の事故報告)

第233条 本庁各課又は地方機関の長は、保管する現金又は保管若しくは使用中の物品の亡失又は損傷の事実があつたときは、直ちに次に掲げる事項を知事及び会計管理者に報告しなければならない。この場合において、地方機関の長が知事に報告するときは本庁主管課長を、地方局及びその _____ 所管区

域内にある地方機関の長が会計管理者に報告するときは室長を経由しなければならない。
(1)～(7) 省略

域内にある地方機関の長が会計管理者に報告するときは室長を経由しなければならない。
(1)～(7) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第623号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和2年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	555.25	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.56	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	381.00	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北奈、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	825.27	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	199.47	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北奈、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	272.62	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	55.01	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	385.89	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	267.69	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	633.79	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	21.26	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	73.98	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	815.38	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	107.79	
八 幡 浜 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	57.94	
宇 和 島 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	622.61	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	115.06	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、

上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	2.50	松山市（中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）
四万十川	水源かん養保安林	553.76	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	37.10	
仁淀川上流	水源かん養保安林	912.68	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）
	土砂流出防備保安林	49.23	
東予	干害防備保安林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中予	干害防備保安林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南予	干害防備保安林	19.94	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東予	保健保安林	17.92	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今治地区	保健保安林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中予	保健保安林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八幡浜～肱川	保健保安林	21.10	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	保健保安林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓削地区	保健保安林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第2(第4条関係) 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項					別表第2(第4条関係) 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
				部長	局長					室長	部長
行政管理室	1~5 省略					1~5 省略					
	6 建設 工事の 請負者 等の選 定に関 する事 務	1 建設工事請負業者等の等級 別格付けに関すること(愛媛 県建設工事請負業者選定要領 第3条、愛媛県建設工事共同 企業体事務取扱要綱第12条第 1項)。		—							
		2 建設工事の請負契約に係る 請負者の選定に関すること。									
		(1) 1件の設計金額が5億円 以上のもの	—								
		(2) 1件の設計金額が5,000 万円以上5億円未満のもの		—							
		(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上5,000万円未満の もの								—	
		3 建設工事に関する調査、測 量及び設計の委託に係る受託 者の選定に関すること。									
		(1) 1件の設計金額が1億円 以上のもの	—								
		(2) 1件の設計金額が3,000 万円以上1億円未満のもの			—						
	(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上3,000万円未満の もの										
7 省略					6 省略						

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
土木管理	1~7 省略				

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
土木管理	1~7 省略				
	8 愛媛 県建設	1 建設工事請負業者等級別格 付けに関すること(第3	—		

課						課	工事請負業者選定要領の施行に関する事務	条)。					
	8 省略						9 省略						

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
<p>別表第2(第4条関係)</p> <p>局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項</p>						<p>別表第2(第4条関係)</p> <p>局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項</p>						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者					局長	専決者		
				部長	課長	課長補佐					部長	課長
総務 県民課	1~7 省略					総務 県民課	1~7 省略					
	8 建設 工事の 請負者 等の選 定に関 する事 務	1 建設工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。					1 建設工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。					
		(1) 1件の設計金額が1億円以上5億円未満のもの	—									
		(2) 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満のもの		—								
		2 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満の建設工事の調査、測量及び設計の委託契約に係る受託者の選定に関すること。		—								
	9 省略						8 省略					
	10 省略						9 省略					
	11 省略						10 省略					
	12 省略						11 省略					
	13 省略						12 省略					
	14 省略						13 省略					
	15 省略						14 省略					
	16 省略						15 省略					
17 省略					16 省略							
18 省略					17 省略							
19 省略					18 省略							
20 省略					19 省略							

21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				

- 備考 1 東予地方局及び南予地方局においては、この表35の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「防災対策室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、31の部1の項(2)、32の部1の項(2)、34の部1の項、36の部、37の部2の項並びに39の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、「課長補佐」とあるのは「主幹」として、同表の規定を適用する。
- 3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)並びに8の部1の項(2)に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				

- 備考 1 東予地方局及び南予地方局においては、この表34の部から43の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「防災対策室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、9の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、12の部1の項、30の部1の項(2)、31の部1の項(2)、33の部1の項、35の部、36の部2の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、「課長補佐」とあるのは「主幹」として、同表の規定を適用する。
- 3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)_____に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農 村 整 備 課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1 1件の設計金額_____が5億円未満の工事の設計、施工等に関する事 業			
		(1)~(3) 省略			
		2 省略			
		3 1件の設計金額が1,000万円未満の工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事 業			—
		4~7 省略			
		8 _____契約保証金及び違約金に関する事 業			
		9~12 省略			
	3~9 省略				

備考 1・2 省略

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表2の部1の項(3)、3の項、5の項及び6の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森 林 林 業 課	1~3 省略				
	4 治山・林道事業に関する事務	1 県営の治山工事及び林道工 事で1件の設計金額が5億円 未満の工事の設計、施工等 に関する事 業			
		(1)~(3) 省略			
		2 1件の設計金額が1,000万			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農 村 整 備 課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1 1件の設計金額(入札に付 すべき金額(材料を支給する 場合は、請負に付すべき金額 に支給材料の金額を加算した 金額)をいう。以下同じ。)が 5億円未満の工事の執行 _____に関する事 業			
		(1)~(3) 省略			
		2 省略			
		3 1件の設計金額が5億円 _____未満の工事の請負契約に係 る請負者の選定に関する事 業			
		(1) 1件の設計金額が1億円 以上のもの	—		
		(2) 1件の設計金額が5,000 万円以上1億円未満のもの		—	
		(3) 1件の設計金額が5,000 万円未満のもの			—
		4~7 省略			
		8 入札保証金、契約保証金及 び違約金に関する事 業			
	9~12 省略				
	3~9 省略				

備考 1・2 省略

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表2の部1の項(3)、3の項(3)、5の項及び6の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森 林 林 業 課	1~3 省略				
	4 治山・林道事業に関する事務	1 県営の治山工事及び林道工 事で1件の設計金額が5億円 未満の工事の執行_____に 関する事 業			
		(1)~(3) 省略			
		2 1件の設計金額が5億円			

		2 ~ 5 省略		
6 ~ 36 省略				
37 その他の事務	1 省略			
	2 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事並びに農業土木請負工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事。		—	
	3 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事並びに農業土木請負工事の調査、測量及び設計の委託契約に係る受託者の選定に関する事。		—	

		(2) 1件の設計金額が1億円未満のもの		—
		2 ~ 5 省略		
6 ~ 36 省略				
37 その他の事務	1 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建設企画課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が5億円未満の請負工事の設計、施工等に関する事。			
		(1)・(2) 省略			
		2・3 省略			
2・3 省略					

備考 省略

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1 ~ 6 省略				
		1 1件の設計金額が3,000万円未満の工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事。			
		2 ~ 5 省略			
8 ~ 51 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建設企画課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が5億円未満の請負工事の執行に関する事。			
		(1)・(2) 省略			
		2・3 省略			
2・3 省略					

備考 省略

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	7 一般土木工事に関する事務	1 1件の設計金額が5,000万円未満の工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事。			
		2 ~ 5 省略			
		8 ~ 51 省略			

52 その 他の事 務	1 省略			
	2 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事並びに農業土木請負工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。	—		
	3 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事並びに農業土木請負工事の調査、測量及び設計の委託契約に係る受託者の選定に関すること。	—		

備考 1 省略

2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の設計、施工等に関すること。		
		2・3 省略		
	2・3 省略			

備考 省略

52 その 他の事 務	1 省略			
-------------------	------	--	--	--

備考 1 省略

2 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表7の部1の項の適用については、同表事項の欄中「5,000万円」とあるのは、「1億円」とする。

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の執行に関すること。		
		2・3 省略		
	2・3 省略			

備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(総務企画部各課の所掌事務) 第2条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。	(総務企画部各課の所掌事務) 第2条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで 省略

(4) 管内の地方局に属する機関（愛媛県行政組織規則（以下「行政組織規則」という。）第23条の5に規定する地方局に属する機関をいう。以下同じ。）の長の出張、休暇その他服務に関すること。

(5)～(20) 省略

(21) 省略

(21)の2 工事の請負者等の選定に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(21)の3～(23) 省略

2～7 省略

（建設部各課の所掌事務）

第5条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 工事の施行の事務手続に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2)～(6) 省略

2～10 省略

（出納室の所掌事務）

第6条 出納室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 工事等の入札（随意契約を含む。以下同じ。）の執行に関すること。

（支局の所掌事務）

第7条 総務県民室においては、第2条第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号、第21号の2、第21号の4から第21号の21まで並びに第2項第2号、第4号、第8号から第8号の3まで及び第14号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(7) 省略

2 省略

（地方局長に対する事務の委任）

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の4 省略

(4)の5 1件の設計金額（入札に付すべき金額（材料を支給する場合は、請負に付すべき金額に支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が3,000万円以上5億円未満の工事（県営の治山工事若しくは林道工事、農業土木請負工事又は一般土木工事であつて、建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に該当するものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の請負契約に係る請負者の選定に関すること（地方局長が執行する工事に係るものに限る。）。

(4)の6 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満の工事の調査、測量及び設計の委託契約に係る受託者の選定に関すること（地方局長が執行する委託契約に係るものに限る。）。

(5)～(117) 省略

3 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(30)の2 省略

(31) 1件の設計金額が1,000万円以上5億円未満の県営の治山工

(1)から(3)まで 省略

(4) 管内の地方局に属する機関（愛媛県行政組織規則（以下「行政組織規則」という。）第23条の4に規定する地方局に属する機関をいう。以下同じ。）の長の出張、休暇その他服務に関すること。

(5)～(20) 省略

(21) 削除

(21)の2 省略

(21)の3～(23) 省略

2～7 省略

（建設部各課の所掌事務）

第5条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 工事の施行の事務手続に関すること _____。

(2)～(6) 省略

2～10 省略

（出納室の所掌事務）

第6条 出納室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

（支局の所掌事務）

第7条 総務県民室においては、第2条第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号 _____、第21号の4から第21号の21まで並びに第2項第2号、第4号、第8号から第8号の3まで及び第14号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(7) 省略

2 省略

（地方局長に対する事務の委任）

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の4 省略

(5)～(117) 省略

3 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(30)の2 省略

(31) 県営の治山工事及び林道工事で1件の設計金額（入札に付す

事及び林道工事（いずれも地方局長が執行する建設工事に該当するものに限る。）の執行に関すること（請負者の選定及び入札の執行を除く。）。

(31)の2 1件の設計金額が1,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事（いずれも地方局長が執行する建設工事に該当するものに限る。）の執行に関すること（入札の執行を除く。）。

(31)の3 建設工事に該当しない県営の治山工事の執行に関すること。

(31)の4 県営の治山工事及び林道工事に係る1件の設計金額が1,000万円以上1億円未満の調査、測量及び設計の委託（地方局長が執行するものに限る。）に関すること（建設工事の調査、測量及び設計の委託の受託者の選定並びに入札の執行を除く。）。

(31)の5 県営の治山工事及び林道工事に係る1件の設計金額が1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託（地方局長が執行するものに限る。）に関すること（建設工事の調査、測量及び設計の委託の入札の執行を除く。）。

(32)～(46)の13 省略

(47) 1件の設計金額が1,000万円以上5億円未満の農業土木請負工事（地方局長が執行するものに限る。）の執行に関すること（請負者の選定、入札の執行並びに1件の設計価格が100万円以上の物品の購入、借入れ、修繕及び運搬を除く。）。

(47)の2 1件の設計金額が1,000万円未満の農業土木請負工事（地方局長が執行するものに限る。）の執行に関すること（入札の執行並びに1件の設計価格が100万円以上の物品の購入、借入れ、修繕及び運搬を除く。）。

(47)の3 農業土木請負工事（知事が執行する工事に限る。）で次に掲げる行為をすること。

ア 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長（次年度にまたがるものを除く。）。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事に係るものを除く。

イ 下請の承認

ウ 既成部分の使用協議

エ 工程表の承認

(47)の4 県営農業土木工事に係る1件の設計金額が1,000万円以上1億円未満の調査、測量及び設計の委託（地方局長が執行するものに限る。）に関すること（受託者の選定及び入札の執行を除く。）。

(47)の5 県営農業土木工事に係る1件の設計金額が1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託（地方局長が執行するものに限る。）に関すること（入札の執行を除く。）。

(48)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に

べき金額（材料を支給する場合は、請負に付すべき金額に支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が5億円未満の工事の執行に関すること。

(31)の2 1件の設計金額が1億円未満の県営の治山工事及び林道工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。

(32)～(46)の13 省略

(47) 次に掲げる農業土木請負工事の執行に関すること。

ア 1件の設計金額が5億円未満の請負工事の執行。ただし、1件の設計価格が100万円以上の物品の購入、借入れ、修繕及び運搬を除く。

イ 1件の設計金額が5億円以上の請負工事である行為をすること。

(イ) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長（次年度にまたがるものを除く。）。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事に係るものを除く。

(1) 下請の承認

(ウ) 既成部分の使用協議

(エ) 工程表の承認

(47)の2 1件の設計金額が1億円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。

(48)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に

定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(1)の27 省略

(2) 1件の設計金額が3,000万円以上5億円未満の一般土木工事（地方局長が執行するものに限る。）の執行に関する事（請負者の選定及び入札の執行を除く。）。

(2)の2 1件の設計金額が3,000万円未満の一般土木工事（地方局長が執行するものに限る。）の執行に関する事（入札の執行を除く。）。

(2)の2の2 一般土木工事（知事が執行するものに限る。）で次に掲げる行為をすること。

- ア 工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。
ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。

イ 下請の承認

ウ 既成部分の使用協議

(2)の2の3 一般土木工事に係る1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満の調査、測量及び設計の委託（地方局長が執行するものに限る。）に関する事（受託者の選定及び入札の執行を除く。）。

(2)の2の4 一般土木工事に係る1件の設計金額が3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託（地方局長が執行するものに限る。）に関する事（入札の執行を除く。）。

(2)の3・(2)の4 省略

(3) 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事並びに農業土木請負工事（いずれも地方局長が執行する建設工事に該当するものに限る。）の請負契約に係る請負者の選定に関する事。

(3)の2 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事（建設工事に該当するものに限る。）及び林道工事並びに農業土木請負の工事の調査、測量及び設計の委託契約（地方局長が執行するものに限る。）に係る受託者の選定に関する事。

(4)～(77) 省略

6 地方局長に委任する事務のうち、出納室に関するものは、別に定めるものを除くほか、1件の設計金額が5億円未満の県営の治山工事及び林道工事、農業土木請負工事並びに一般土木工事（いずれも地方局長が執行する建設工事に該当するものに限る。）の請負契約並びに1件の設計金額が1億円未満の県営の治山工事（建設工事に該当するものに限る。）及び林道工事、農業土木請負工事並びに一般土木工事の調査、測量及び設計の委託契約（地方局長が執行するものに限る。）の入札の執行に関する事とする。

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2～4 省略

定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(1)の27 省略

(2) 次に掲げる一般土木工事の執行に関する事。

ア 1件の設計金額が5億円未満の請負工事の執行

イ 1件の設計金額が5億円以上の請負工事で次の行為をすること。

(7) 工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。

(イ) 下請の承認

(ウ) 既成部分の使用協議

(2)の2 1件の設計金額が1億円未満の調査、測量及び設計の委託に関する事。

(2)の3・(2)の4 省略

(3) 削除

(4)～(77) 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(21)及び(22) 省略

(23) _____ 契約保証金及び違約金に関すること。

(24)～(52) 省略

6～9 省略

(支局長の専決事項)

第15条 省略

2 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満の建設工事の請負者の選定に関すること。

(10) 省略

3 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の6 省略

(2)の7 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満の一般土木工事(地方局長が執行するものに限る。)の執行に関すること(請負者の選定及び入札の執行を除く。)。

(2)の7の2 1件の設計金額が3,000万円未満の一般土木工事(地方局長が執行するものに限る。)の執行に関すること(入札の執行を除く。)。

(2)の8 一般土木工事(前2号の一般土木工事に該当するものを除く。)で次に掲げる行為をすること。

ア～ウ 省略

(2)の9～(7) 省略

(8) 調査、測量及び設計の委託(地方局長が執行するものに限る。)で、1件の設計金額が3,000万円未満のものに関すること(入札の執行を除く。)

(8)の2 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事並びに農業土木請負工事(いずれも地方局長が執行する建設工事に該当するものに限る。)の請負契約に係る請負者の選定に関すること。

(8)の3 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の県営の治山工事(建設工事に該当するものに限る。)及び林道工事並びに農業土木請負工事の調査、測量及び設計の委託契約(地方局長が執行するものに限る。)に係る受託者の選定に関すること。

(9)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第8号まで、第9号から第13号の93の8まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(21)及び(22) 省略

(23) 入札保証金、契約保証金及び違約金に関すること。

(24)～(52) 省略

6～9 省略

(支局長の専決事項)

第15条 省略

2 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 削除

(10) 省略

3 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の6 省略

(2)の7 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の執行に関すること。ただし、東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所以外の土木事務所にあつては、1件の設計金額が5,000万円以上の請負工事の請負契約に係る請負者の選定を除く。

(2)の8 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の _____ 行為をすること。

ア～ウ 省略

(2)の9～(7) 省略

(8) 調査、測量及び設計の委託 _____ で、1件の設計金額が3,000万円未満のものに関すること _____。

(9)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から _____ 第13号の93の8まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13

号の26、第13号の94から第13号の118まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第8号まで、第9号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

号の26、第13号の94から第13号の118まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長

 _____、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から _____ 第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第13号

庁中一般
地方局

愛媛県工事執行事務取扱規程を次のように定める。

令和2年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県工事執行事務取扱規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の執行に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁執行工事 1件の設計金額（入札に付すべき金額（材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が5億円以上の工事、本庁設計に係る工事又は特に本庁執行の必要があると知事が認める工事をいう。
- (2) 地方局執行工事 1件の設計金額が5億円未満の工事（本庁設計に係る工事及び特に本庁執行の必要があると知事が認める工事を除く。）をいう。
- (3) 工事主管課長 工事を主管する課（室を含む。以下「工事主管課」という。）の長をいう。
- (4) 契約主管課長 工事の契約を主管する課（室を含む。以下「契約主管課」という。）の長をいう。
- (5) 請負者選定主管課長 工事の請負者の選定を主管する課（室を含む。以下「請負者選定主管課」という。）の長をいう。
- (6) 入札執行担当課長 工事の入札（随意契約を含む。以下同じ。）の執行を担当する課（室を含む。以下「入札執行担当課」という。）の長をいう。

（工事執行伺）

第3条 実施設計書は、工事計画の内定後、工事主管課において、工事執行伺により決裁を受けるものとする。

2 前項の場合において、本庁執行工事（地方局設計に係るものに限る。）については、実施設計書は、地方局において作成し、工事主管課に2通を、工事計画概要書1通を添えて送付するものとする。この場合において、工事主管課は、その内容を審査の上、当該実施設計書1通を地方局に返送しなければならない。

（請負者の選定）

第4条 本庁執行工事（本庁設計に係るものに限る。）に関しては、工事主管課長は、次に掲げる書類各2通を契約主管課長に親展で提出しなければならない。ただし、工事主管課と契約主管課が同一の場合を除く。

- (1) 入札参加資格条件設定調書、指名業者一覧表又は随意契約業者一覧表（以下「入札参加資格条件設定調書等」という。）
- (2) 指名競争入札又は随意契約（以下「指名競争入札等」という。）の方法により契約を締結するときは、その理由書
- (3) 工事概要書
- (4) 施行箇所図

(5) その他必要と認める書類

2 本庁執行工事（地方局設計に係るものに限る。）に関しては、地方局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる書類各3通を工事主管課長に親展で提出し、当該工事主管課長は、当該書類のうち2通に工事概要書2通を添付して契約主管課長に親展で提出しなければならない。ただし、工事主管課と契約主管課が同一の場合にあっては、局長は、次に掲げる書類各2通を工事主管課長に親展で提出するものとする。

- (1) 入札参加資格条件設定調書等
- (2) 指名競争入札等の方法により契約を締結するときは、その理由書
- (3) 施行箇所図
- (4) その他必要と認める書類

3 契約主管課長は、前2項の規定により提出された入札参加資格条件設定調書等（第1項ただし書の場合にあっては、工事主管課長が作成した入札参加資格条件設定調書等）1通に次に掲げる書類を添付して、請負者選定主管課長に親展で提出しなければならない。ただし、契約主管課と請負者選定主管課が同一の場合を除く。

- (1) 指名競争入札等の方法により契約を締結するときは、その理由書
- (2) 工事概要書
- (3) 施行箇所図
- (4) その他必要と認める書類

4 本庁執行工事に関しては、請負者選定主管課において、前項の規定により送付された書類（同項ただし書の場合にあっては、契約主管課長が作成した第1項各号に掲げる書類）を添えて入札参加資格条件の設定又は指名業者若しくは随意契約業者の選定の決裁を受けるものとする。

5 本庁執行工事に関しては、請負者選定主管課長は、前項の規定による決裁を受けたときは、速やかに入札執行担当課長、契約主管課長及び工事主管課長（第2項に規定する工事にあつては、局長を含む。）に親展で、入札参加資格条件等決定書を送付しなければならない。ただし、請負者選定主管課が入札執行担当課、契約主管課又は工事主管課と同一である場合は、請負者選定主管課長は、当該同一である課の長に入札参加資格条件等決定書を送付することを要しない。

6 第1項及び前3項の規定は、地方局執行工事について準用する。この場合において、第3項中「前2項」とあるのは「第6項において準用する第1項」と、「第1項ただし書」とあるのは「第6項において準用する第1項ただし書」と、第4項中「第1項各号」とあるのは「第6項において準用する第1項各号」と、前項中「工事主管課長（第2項に規定する工事にあつては、局長を含む。）」とあるのは「工事主管課長」と読み替えるものとする。

（工事変更執行向）

第5条 変更設計書は、工事の変更の必要が生じたときは、工事主管課において、工事変更執行向により決裁を受けるものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「実施設計書」とあるのは、「変更設計書」と読み替えるものとする。

（予定価格の決定）

第6条 本庁執行工事の予定価格は、1件の設計金額が10億円以上のものは知事が、1億円以上10億円未満のものは当該工事を所管する部の部長（以下「工事所管部長」という。）が、1億円未満のものは工事主管課長が定めるものとする。

2 地方局執行工事であつて農林水産部が所管するものの予定価格は、1件の設計金額が1億円以上のものは局長が、5千万円以上1億円未満のものは工事を所管する地方局の部長が、5千万円未満のものは工事主管課長が定めるものとし、地方局執行工事であつて土木部が所管するものの予定価格は、1件の設計金額が1億円以上のものは局長が、1億円未満のものは工事を所管する地方局の部長（地方局土木事務所に係るものにあつては、地方局土木事務所長）が定めるものとする。

（入札執行表）

第7条 入札執行担当課長は、入札を執行したときは、入札執行表を作成しなければならない。

2 入札執行表は、4部を作成の上、入札執行担当課、請負者選定主管課、契約主管課及び工事主管課でそれぞれ1部を保管するものとする。この場合において、第2条第3号から第6号までに規定する課のうち2以上のものに該当する課にあっては、入札執行表を1部保管するものとする。

（標準工期）

第8条 工事期間の標準は、工事所管部長が定める。

（工事の中止及び延期）

第9条 局長は、本庁執行工事（地方局設計に係るものに限る。）について、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年愛媛県条例第4号）第2条の規定による工事の中止又は延期をする必要が生じたときはその理由を付して工事中止向又は工事延期向（以下「工事中止向等」という。）を、その他の工事の中止又は延期をしたときは工事中止報告書又は工事延期報告書を工事主管課に送付しなければならない。

2 工事所管部長は、工事中止向等が送付されたときは、決裁を経た後、工事中止決裁通知書又は工事延期決裁通知書により局長に通知しなければならない。

3 局長は、工事の中止をするときは、速やかに工事中止通知書により請負者に通知しなければならない。この場合において、本庁執行工

事（地方局設計に係るものに限る。）にあつては、工事中止伺を工事主管課に送付しなければならない。

4 局長は、工事の中止を解除するときは、速やかに工事中止解除通知書により請負者に通知しなければならない。この場合において、本庁執行工事（地方局設計に係るものに限る。）にあつては、工事中止解除報告書を工事主管課に送付しなければならない。

5 本庁執行工事（本庁設計に係るものに限る。）に係る工事で工事の中止又は延期をする必要が生じたときは、工事主管課において工事中止伺等を立案し、決裁を経た後、工事中止通知書を請負者に送付しなければならない。

6 前項の場合において、工事主管課長は、工事の中止を解除するときは、速やかに工事中止解除通知書により請負者に通知しなければならない。

（雑則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、工事の執行手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の廃止）

2 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第4条第1項から第4項まで（同条第1項、第3項及び第4項の規定を同条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に請負者の選定を行う工事について適用し、施行日前に請負者の選定を行った工事については、なお従前の例による。

4 施行日前に請負者の選定を行った工事であつて施行日において入札の公告又は通知が行われていないものに係る第4条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第5項中「請負者選定主管課長」とあるのは「契約主管課長」と、「入札執行担当課長、契約主管課長」とあるのは「入札執行担当課長」と、「請負者選定主管課が入札執行担当課、契約主管課」とあるのは「契約主管課が入札執行担当課」とする。

5 第7条の規定は、施行日以後に入札の公告又は通知を行う工事について適用し、施行日前に入札の公告又は通知を行った工事については、なお従前の例による。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和2年6月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（契約）</p> <p>第176条 公営企業の業務に係る契約については、愛媛県会計規則、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）、<u>愛媛県工事執行事務取扱規程（令和2年愛媛県訓令第13号）</u>、愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）、愛媛県工事検査規程（昭和63年4月愛媛県告示第509号）その他愛媛県の契約の例によるものとする。</p>	<p>（契約）</p> <p>第176条 公営企業の業務に係る契約については、愛媛県会計規則、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）、<u>愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）</u>、愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）、愛媛県工事検査規程（昭和63年4月愛媛県告示第509号）その他愛媛県の契約の例によるものとする。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。